

東日本大震災における原子力発電所の事故による警戒区域設定指示区域内又は  
居住困難区域内の家屋の代替家屋に係る固定資産税の特例適用申告書



受付印

二本松市長

年 月 日

〒

申告者 住所(所在地) \_\_\_\_\_  
氏名(名称) \_\_\_\_\_ (印)  
電話番号 \_\_\_\_\_

東日本大震災における原子力発電所の事故による警戒区域設定指示区域内又は居住困難区域内に所在する家屋に代  
わる家屋を取得したので、地方税法附則第56条第14項の規定に基づく特例の適用について、次のとおり申告します。

1 代替に取得した家屋の状況

所有者	住所(所在地)			
	氏名(名称)	警戒区域設定指示区域内又は居住困難区域内の家屋の所有者との関係( )		
家屋	所在地	二本松市		
	床面積	m <sup>2</sup>	種類(用途)	
	共有持分		構造	
	取得年月日	年 月 日	家屋番号	
	取得の状況	<input type="checkbox"/> 新築家屋の取得 <input type="checkbox"/> 中古家屋の取得 <input type="checkbox"/> その他( )		

2 警戒区域設定指示区域内又は居住困難区域内の家屋の状況

家屋	所有者	住所(所在地)			
		氏名(名称)			
	所在地				
	床面積	m <sup>2</sup>	種類(用途)		
	共有持分		構造		

備考 特例の適用要件、必要な添付書類については、裏面をご覧ください。

## 特例の内容と適用要件

### 1 対象者

- (1) 警戒区域設定指示が行われた日又は居住困難区域を指定する旨の公示があった日において警戒区域設定指示区域内又は居住困難区域内の家屋(以下「警戒区域設定指示区域内又は居住困難区域内の家屋」という。)の所有者。家屋が共有物の場合は、その持分を有する者も含む。
- (2) 警戒区域設定指示区域内又は居住困難区域内の家屋の所有者に相続が生じたときにおける相続人等
- (3) 警戒区域設定指示区域内又は居住困難区域内の家屋の所有者と同居している3親等内の親族
- (4) 警戒区域設定指示区域内又は居住困難区域内の家屋の所有者が法人である場合において、当該法人に合併が生じたときの合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は当該法人が分割によりその家屋に係る事業を継承させたときにおけるその分割に係る法人税法第2条第12号の3に規定する分割承継法人

### 2 被災家屋の要件

警戒区域設定指示が行われた日又は居住困難区域を指定する旨の公示があった日において警戒区域設定指示区域内又は居住困難区域内に所在する家屋

### 3 代替家屋の要件

警戒区域設定指示区域内又は居住困難区域内の家屋の代わりとして取得した家屋(原則として警戒区域設定指示区域内又は居住困難区域内の家屋と種類が同一であり、使用目的又は用途も同一のもので、代替家屋であると市長が認めるもの)に限ります。

### 4 代替家屋の取得期間

警戒区域設定指示が行われた日又は居住困難区域を指定する旨の公示があった日から警戒区域設定指示が解除された日又は居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して3月(家屋が同日後に新築されたものである場合は、1年)を経過する日まで

### 5 特例の内容

代替家屋のうち、警戒区域設定指示区域内又は居住困難区域内の家屋の床面積相当分の面積に係る固定資産税の税額について、取得の翌年から4年度分は2分の1に減額し、その後の2年度分は3分の1に相当する額を減額します。

### 6 添付書類等

- (1) 警戒区域設定指示が行われた日又は居住困難区域を指定する旨の公示があった日において、警戒区域設定指示区域内又は居住困難区域内に家屋を所有していた旨を証する書類
- (2) 警戒区域設定指示区域内又は居住困難区域内の家屋を確認できる書類  
⇒ 「平成23年度固定資産税課税台帳登録事項証明書」、「不動産登記事項証明書」(写)等
- (3) 代替家屋土地を確認できる書類  
⇒ 「登記事項証明書」(写)等
- (4) 代替家屋の所有者が警戒区域設定指示区域内又は居住困難区域内の家屋の所有者の相続人  
⇒ 「戸籍謄本」(写)
- (5) 警戒区域設定指示区域内又は居住困難区域内の家屋の所有者の3親等内の親族で、代わりに取得した家屋に被災家屋の所有者と同居する者  
⇒ 「戸籍謄本」(写)、「住民票」(写)、「被災家屋の所有者と同居する予定であることを約する書類」
- (6) 合併後存続する法人、合併により設立された法人等であることを証する書類 ⇒ 「法人の登記事項証明書」(写)
- (7) 必要に応じて、前記以外の書類を提出していただく場合もあります。また、被災家屋の所在する市町村へ問い合わせさせていただく場合があります。

※ 警戒区域設定指示が行われた日又は居住困難区域を指定する旨の公示があった日は、平成23年3月11日です。